

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

- 告示  
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づく法定外有害物質に係る検定方法を定めた件を廃止する件 一六三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一六三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 一六三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六四
- 保安林の指定施業要件を変更する件 一六四
- 道路の区域を変更する件三件 一六五
- 道路の供用を開始する件三件 一六六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一六六
- 落札者を決定した件二件 一六七
- 福島県教育委員会教育長 一六七
- 一般競争入札を行う件 一六八
- 平成二十八年三月一日付け定例第二千七百七十五号中 一七〇

## 告 示

### 福島県告示第九十一号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づく法定外有害物質に係る検定方法を定めた件（平成十五年福島県告示第六百七十九号）は、平成二十八年四月二十日限り、廃止する。なお、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）に基づく法定外有害物質に係る検定方法は、福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課ウェブページにおいて公表するものとする。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄  
(水・大気環境課)

### 福島県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

#### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
遠藤 正人	郡山市喜久田町早稲原字町六二	郡山市喜久田町早稲原字南大鑛六四ほか四筆	
有会社 ア グリサービス あさか野	郡山市日和田町字北野二六	郡山市喜久田町早稲原字高林六二ほか十筆	
柏原 秀雄	郡山市田村町川曲字牛骨四一	郡山市中田町赤沼字中井田三〇二一ほか三筆	

株式会社 アグリフイール ド矢吹	郡山市田村町岩作字 駒形一〇七―五―一	郡山市田村町金屋字力石五―一―ほか一筆
佐原 裕司	喜多方市豊川町一井 字家ノ北一七五八― 二	喜多方市豊川町一井字六百竈一六六三― 五ほか一筆
鈴木 博文	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三一五二	耶麻郡磐梯町一時利用地磐梯六二―二 ほか五筆
高木 和彦	河沼郡湯川村大字湊 字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字湊字西河原五七ほか 五筆
東条 勇	河沼郡湯川村大字湊 字上田丁六七―一	河沼郡湯川村大字湊字上田東三五ほか 一筆
大塚 孝司	河沼郡湯川村大字湊 字上田丁六三	河沼郡湯川村大字笈川字河原三三五
有 限 会 社 泉 ニ ュ ー ワ ー ル ド	南相馬市原町区泉字 塚越七	南相馬市原町区泉字関下二八八ほか百 十五筆
高橋 研一	南相馬市原町区下高 平字如来堂一二九	南相馬市原町区下高平字川原四六七ほ か二筆
高橋 徹	南相馬市原町区下高 平字如来堂一二一	南相馬市原町区下高平字川原四四四ほ か九筆
佐藤 光政	南相馬市原町区下高 平字川原二〇	南相馬市原町区下高平字川原四四五ほ か一筆
佐藤 光夫	南相馬市原町区泉字 寺家前二九八	南相馬市原町区泉字町二六〇ほか二筆
佐藤 仁一	南相馬市原町区泉字 町畑八六一―一	南相馬市原町区泉字町畑二四二ほか一 筆

佐藤 清明	南相馬市原町区錦町 一―八二	南相馬市原町区泉字前向一〇六九ほか 七十二筆
佐藤 忠清	南相馬市原町区下高 平字川原一三五	南相馬市原町区下高平字内川原五二― 一ほか四十四筆
佐藤 富雄	南相馬市原町区泉字 町下一八	南相馬市原町区泉字町二五〇ほか六筆
宍戸 五月	南相馬市原町区泉字 前向七二八	南相馬市原町区泉字須賀内一八〇―二 ほか十六筆
増山 一郎	南相馬市原町区下北 高平字北中谷地一八 八	南相馬市原町区下北高平字馬洗場六三 四―二ほか二十四筆
仲野内 尚	南相馬市原町区上北 高平字曲田二六一	南相馬市原町区下北高平字北中谷地二 〇〇―二ほか二十一筆
北山 隆男	南相馬市原町区下北 高平字北山四〇	南相馬市原町区下北高平字荷渡七―五 ほか四筆
門馬 重徹	南相馬市原町区泉字 寺前五四	南相馬市原町区泉字根渡四二二ほか十 六筆
鈴木 英直	南相馬市原町区泉字 広畑二九	南相馬市原町区泉字広畑七〇〇ほか二 筆
鈴木 俊博	南相馬市原町区下北 高平字荷渡四六	南相馬市原町区下北高平字荷渡七二― 一ほか一筆
鈴木 正之	南相馬市原町区下北 高平字古館一一六一 一	南相馬市原町区下北高平字古館三六七 ほか一筆
鈴木 洋一	南相馬市原町区下北 高平字赤字津木一六 九	南相馬市原町区下北高平字赤字津木五 二五ほか一筆

阿部 清久	株式会社 ゆいのさと駒込	馬 上 清文	草 野 孝己	藁 谷 忠男	草 野 一茂	会 田 武二	藁 谷 和典	藁 谷 友忠	藁 谷 勝基	武 田 幸彦	菊 地 洋一	鈴 木 利将
いわき市三和町合戸	いわき市四倉町駒込 字高垣四六	いわき市平下神谷字 土井二〇	いわき市三和町渡戸 字榎木七	いわき市三和町渡戸 字弓張木九二	いわき市平字佃町一 三一 サンデュエル いわき中央七〇三	いわき市三和町渡戸 字榎木六五―二	いわき市三和町渡戸 字宿六九	いわき市三和町渡戸 字宿三三	いわき市三和町渡戸 字宿四六一―	南相馬市鹿島区山下 字狸内一六五	南相馬市原町区泉字 寺家前二六二	南相馬市原町区下高 平字御屋敷四八
いわき市三和町合戸字中ノ内一四六ほ	いわき市四倉町駒込字大明神一五〇ほ か百筆	いわき市平下神谷字六十枚四五ほか三 筆	いわき市三和町渡戸字峠平一五〇―一 ほか三筆	いわき市三和町渡戸字滝中子九二ほか 三筆	いわき市三和町渡戸字樋ノ下一一四ほ か三筆	いわき市三和町渡戸字堰下九九ほか一 筆	いわき市三和町渡戸字堰下一〇七ほか 五筆	いわき市三和町渡戸字滝中子九九ほか 七筆	いわき市三和町渡戸字樋ノ上一一五― 一ほか十八筆	南相馬市鹿島区山下字狸内一六七―一	南相馬市原町区泉字前川原五九〇―一 ほか四筆	南相馬市原町区下高平字桜井前五三五― 二ほか七筆

藁 谷 範夫	根本 一郎	根本 吉雄	根本 常勝	井 農事組合法人 ファーム永	合 津 力雄	合 津 博之	字浮矢七八
いわき市平下荒川字 剝町九―二一八	いわき市三和町下永 井字軽井沢四六一―	いわき市三和町下永 井字軽井沢三九	いわき市三和町上永 井字高戸八七	いわき市三和町上永 井字大平田一六五	いわき市三和町合戸 字仁井宿八二	いわき市三和町合戸 字浮矢一三五	か十筆
いわき市三和町下永井字火沢一三五ほ か五十五筆	いわき市三和町下永井字火沢一四〇	いわき市三和町下永井字軽井沢三八〇 ほか一筆	いわき市三和町上永井字作一六九ほか 二筆	いわき市三和町上永井字鷹ノ巣一七二 ほか三百十七筆	いわき市三和町合戸字仁井宿二六二ほ か四筆	いわき市三和町合戸字浮矢三二〇ほか 二十二筆	

二 認可年月日

平成二十八年三月二十五日

(農業担い手課)

福島県告示第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から平成二十八年三月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西白河郡矢吹町諏訪の前一一六の一、一一七の一  
保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、矢吹町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、矢吹町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢吹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更前の 幅員 (メートル)	変更後の 幅員 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市前川原一七番一 地先から 同 市字広前二六番一 地先まで	一一・四〇 一五・六〇	二二・六八 二二・六八

(道路計画課)

福島県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 幅員 (メートル)	変更後の 幅員 (メートル)
県道南福島停車場線	福島市大森字下町二三 番三地先から 同 市大森字北滝ノ前 五番一地先まで	五・五〇 一四・〇〇	三三・二一・五〇 三三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道栗山 館岩線	南会津郡南会津町湯ノ 花字水引五六番一地从 から 同 郡同 町湯ノ 花字水引五四番地先ま で	変更前 変更後	六・六 一〇・九 八・七 二七・三	一四〇・〇 一四〇・〇 一四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町二本松線	二本松市蓬田二三九番一地从先から 同 市石畑四一番一地从先まで	平成二十八年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道南福島停車場線	福島市大森字下町二三番三地从先から	平成二十八年三月二十五日

同 市大森字北滝ノ前一四番一地从先まで
---------------------

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	石川郡古殿町大字山上字土鍋三〇 〇番六地从先から 同 郡同 町大字山上字竹貫田四 〇二番地先まで	平成二十八年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年三月十四日次のとおり指定した。  
平成二十八年三月二十五日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

売りさばき所の名称  
及び所在地

須賀川瓦斯株 須賀川市卸町四四  
式会社 番地

平成二十八年四月一日から  
平成三十三年三月三十一日まで

酒スーパ一矢吹八幡  
町店  
西白河郡矢吹町八幡  
町七八六番地

(出納総務課)

公 告

**公告第61号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
流域下水道（二本松処理区）維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
テスコ株式会社 東京都千代田区西神田一丁目4番5号
- 5 落札金額  
263,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年11月20日

（総務課）

**公告第62号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
防水試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
20,088,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年1月29日

（入札用度課）

**公告第2号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県立いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年11月20日（月）
- (4) 納入場所 福島県いわき市小名浜港

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 過去20年間に、漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数400トン以上の鋼製の船舶を建造した実績を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であ

ること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年4月20日(水)午後5時まで

に次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課施設財産室

電話024-521-8231

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年3月25日(金)から同年4月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成28年5月10日(火)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年5月9日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be built : Fisheries Training Vessel 1unit



- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 10 May 2016  
 (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 9 May 2016  
 (4) Contact point for the notice : Facilities and Properties Unit, Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-8231  
 (財務課施設財産室)

一 二 五	下	後 ろ か	字 高 倉 五 一 の 三 (国 有 林)	字 高 倉 五 一 の 三	○平成二十八年三月一日付け定例第二千七百七十五号中	ペ ー ジ	段	行	正	誤	正 誤
-------------	---	-------------	--	---------------------------------	---------------------------	-------------	---	---	---	---	--------